

おおた健康経営事業所 令和3年度 募集案内 (案)

従業員の健康を支えて、
企業の発展につなげよう！



**大田区では、従業員の健康づくりに
取り組む区内事業所を認定・表彰します。**

対象事業所

- 1 区内に本社(本店)、支社(支店)、営業所等を有する
- 2 過去に重大悪質な事案で法令等に違反し処分等を受けていない。
- 3 税(法人事業税・法人都民税等)を滞納していない。
- 4 暴力団等の反社会的勢力に所属せず、これらのもの
と関係を有していない。
- 5 代表者の他に従業員が1名以上いる。

応募方法

- 提出書類
(1)応募用紙(区ホームページからダウンロード可能)
(2)添付書類
※郵送または持参のいずれかの方法で提出してください。
- 応募期間
令和3年6月17日(木)～8月31日(火) ※消印有効
- 提出先
〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 大田区役所6階
健康政策部 健康医療政策課 健康政策(庶務)担当

ホームページはこちら



認定のメリット

- 1 おおた健康経営認定事業所ロゴマークを
ホームページ、広報、名刺等で使用できる。
 - 2 区ホームページ等で認定事業所を紹介
 - 3 区より健康づくりに関する情報を提供
 - 4 健康機器(体組成計等)の貸出を利用できる。
 - 5 保健師等専門職による健康講座を利用できる。
- ※ メリットは、今後も追加検討を行います。

認定までの流れ

応募 6/17～8/31

審査 9月～12月

認定開始 翌年4月～

取組手順の例

健康経営を行うことを表明(健康経営宣言)

健康経営の担当部署や担当者を決定(組織作り)

従業員の健康状況を把握し健康課題を認識

目標・計画の策定、実行、振り返り

Q & A

Q1: 認定期間は?

A1: 4月1日から2年間です。
認定期間中にランクアップを目指して再
度申込みをすることも可能です。

※その他のご質問は担当までお問合せください。

※健康経営は、特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

問合せ: 大田区健康政策部健康医療政策課 03-5744-1262 FAX: 03-5744-1523